

平成24年5月23日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成23年(行ケ)第10250号 審決取消請求事件

口頭弁論終結日 平成24年5月9日

判 決

原 告	ユ ニ チ カ 株 式 会 社
同訴訟代理人弁理士	奥 村 茂 樹
	阿 部 清 二
被 告	東 洋 紡 績 株 式 会 社
同訴訟代理人弁理士	植 木 久 一
	植 木 久 彦
	菅 河 忠 志
	柴 田 有 佳 理

主 文

原告の請求を棄却する。

訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

特許庁が無効2010-800229号事件について平成23年6月29日にした審決を取り消す。

第2 事案の概要

本件は、原告が、下記1のとおりの手続において、被告の下記2の本件発明に係る特許に対する原告の特許無効審判の請求について、特許庁が同請求は成り立たないとした別紙審決書(写し)の本件審決(その理由の要旨は下記3のとおり)には、下記4のとおり取消事由があると主張して、その取消しを求める事案である。

1 特許庁における手続の経緯

(1) 本件特許

被告は、平成5年3月11日、発明の名称を「生分解性衛生用繊維集合体」とする特許出願（特願平5-50884号）をし、平成17年11月4日、設定の登録（特許第3735734号。請求項の数1）を受けた（甲31）。以下、この特許を「本件特許」という。

(2) 原告は、平成22年12月13日、本件特許について、特許無効審判を請求し、無効2010-800229号事件として係属した（甲28）。

(3) 被告は、平成23年3月14日、訂正請求（甲32。以下「本件訂正」という。）をし、特許庁は、同年6月29日、「訂正を認める。本件審判の請求は、成り立たない。」旨の本件審決をし、同年7月6日、その謄本が原告に送達された。

2 特許請求の範囲の記載

本件訂正後の特許請求の範囲の請求項1の記載は、次のとおりのものである。以下、本件訂正後の請求項1の発明を「本件発明」といい、本件訂正後の明細書（甲31、32）を「本件明細書」という。

下記a群の用途の中のいずれかである生分解性衛生用繊維集合体であって、式-O-CH(CH₃)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とするモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなることを特徴とする生分解性衛生用繊維集合体

a 群

使い捨て衣料、サニタリーナプキン、パンティーシールド、成人用オムツ、ベビーオムツ、失禁者パッド、シーツ、ベッドカバー、マクラカバー、エプロン、キッチン用手袋

3 本件審決の理由の要旨

(1) 本件審決の理由は、要するに、本件発明は、①下記アの引用例1に記載された発明及び下記ウないしオの周知例に記載された事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない、②下記イの引用例2に記載された発明及び下記ウないしオの周知例に記載された事項に基づいて、当業者が容易に

発明をすることができたものであるとはいえない，などとしたものである。

ア 引用例 1：特開昭 6 1－3 7 1 5 8 号公報（甲 1）

イ 引用例 2：特開昭 6 4－7 2 7 4 4 号公報（甲 3）

ウ 周知例 1：特開平 4－5 7 9 5 3 号公報（甲 4）

エ 周知例 2：特開平 5－5 9 6 1 2 号公報（甲 5。平成 5 年 3 月 9 日公開）

オ 周知例 3：特開平 3－2 6 2 4 3 0 号公報（甲 6）

(2) なお，本件審決は，その判断の前提として，引用例 1 に記載された発明（以下「引用発明 1」という。）並びに本件発明と引用発明 1 との一致点及び相違点を，以下のとおり認定した。

ア 引用発明 1：ポリエステルモノフィラメント糸又はマルチフィラメント糸を，経糸及び緯糸に用いて，経方向及び緯方向のカバーファクタが 8 0 0～1 5 0 0 の織物を製織し，該織物に加熱及びプレス加工処理を施して通気度を 3 0～1 0 0 cc/cm²/sec としたエアベッド用フィルタシート地

イ 一致点：用途がシートである衛生用の繊維集合体であって，ポリエステルを主成分とするモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる繊維集合体である点

ウ 相違点：上記の，用途がシートである衛生用の繊維集合体であって，ポリエステルを主成分とするモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる繊維集合体が，本件発明では，式 $-O-CH(CH_3)-CO-$ を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とする生分解性の繊維集合体であるのに対し，引用発明 1 では，ポリエステルを主成分とする生分解性でない繊維集合体である点

(3) また，本件審決は，引用例 2 に記載された発明（以下「引用発明 2－1」「引用発明 2－2」という。）を，本件発明と引用発明 2－1，2－2 との一致点及び相違点を，以下のとおり認定した。

ア 引用発明 2－1：互いに平行に配されたフィラメントの群と，互いに平行に

配されたりボン状のフィルムの群とが，一体化されることから成る疎水性の多孔質シートからなる，吸収性物品の表面材であって，上記フィラメントは疎水性の合成樹脂からなり，上記フィルムは疎水性の樹脂からなる，吸収性物品の表面材

イ 本件発明と引用発明 2-1 との一致点：用途がサニタリーナプキン，成人用オムツ又はベビーオムツである衛生用の繊維製品

ウ 本件発明と引用発明 2-1 との相違点：上記の，用途がサニタリーナプキン，成人用オムツ又はベビーオムツである衛生用の繊維製品が，本件発明では，式-O-CH(CH₃)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とするモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる生分解性の繊維集合体であるのに対し，引用発明 2-1 では，互いに平行に配されたフィラメントの群と，互いに平行に配されたりボン状のフィルムの群とが，一体化されることから成る疎水性の多孔質シートからなり，上記フィラメントは疎水性の合成樹脂からなり，上記フィルムは疎水性の樹脂からなるものである点

エ 引用発明 2-2：疎水性の繊維からなる不織布からなる，吸収性物品の表面材

オ 本件発明と引用発明 2-2 との一致点：用途がサニタリーナプキン，成人用オムツ又はベビーオムツである衛生用のモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる繊維集合体

カ 本件発明と引用発明 2-2 との相違点：上記の，用途がサニタリーナプキン，成人用オムツ又はベビーオムツである衛生用のモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる繊維集合体が，本件発明では，式-O-CH(CH₃)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とする生分解性の繊維集合体であるのに対し，引用発明 2-2 では，疎水性の合成樹脂からなるものである点

4 取消事由

(1) 引用例 1 を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り（取消事由

1)

(2) 引用例2を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り（取消事由

2)

第3 当事者の主張

1 取消事由1（引用例1を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り）について

〔原告の主張〕

(1) 容易想到性の判断の前提となる認定について

容易想到性の判断を行う場合、本件発明の解決課題及び解決手段を適切に認定しなければならない。また、各証拠記載内容を適切に認定しなければならない。本件発明の解決課題及び解決手段の認定を誤ったり、証拠の記載内容の認定を誤ると、容易想到性の判断を誤る結果となる。

(2) 本件発明の解決課題及び解決手段の認定について

ア まず、本件発明の解決課題及び解決手段の認定は、明細書の記載に基づいて行わなければならない。

本件明細書（【0002】～【0005】）の記載によれば、自然環境下で分解する衛生用繊維集合体を得ることを解決課題とし、ポリ乳酸を素材とする繊維集合体とすることを解決手段とするものである。かかる解決手段による効果は、優れた生分解性と良好な物性を有しているため、自然環境下で分解され環境破壊の心配がないというものである（【0015】）。ここで、優れた生分解性が発現するのは、素材がポリ乳酸だからであり、良好な物性を有しているのも、素材がポリ乳酸だからである。なぜなら、本件特許請求の範囲には、生分解性と物性が発現する構成要件は、ポリ乳酸という構成要件しか存在しないからである。

そうすると、本件発明の解決課題は、従来の衛生用繊維集合体は素材がポリエチレン等であるため自然環境下で分解しないため、自然環境下で分解する衛生用繊維集合体を提供することであり、本件発明の解決手段は繊維集合体の素材として従来

のポリエチレン等に代えて、ポリ乳酸を用いるということである。そして、ポリ乳酸は生分解性と良好な物性を有しているので、使用後に自然環境下で分解し環境破壊の心配がないというものである。

イ 本件審決は、本件発明の効果について実施例を持ち出して説明しているが、本件明細書に記載された実施例は、本件発明の実施例ではなく、比較例又は参考例なのである。

ウ 本件審決は、本件明細書に記載された解決課題、解決手段及び効果の認定を誤っている。

(3) 本件発明と引用例 1 に記載された発明との対比について

本件審決の引用発明 1 の認定は不適切であるが、一致点及び相違点の認定に誤りはなく、引用発明 1 ではモノフィラメント又はマルチフィラメントの素材がポリエステルであるのに対して、本件発明ではその素材がポリ乳酸である点で相違する。

(4) 周知例 1 ないし 3 の記載事項の認定の誤りについて

ア 本件審決の副引用例に相当する周知例 1 ないし 3 の認定にも誤りがある。

本件審決は、ポリラクチド（ポリ乳酸）は生分解性を有しているけれども、高価であるという問題を、従来のポリエステル等を素材とする不織布が生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題にすり替えている。すなわち、周知例 1 には、従来のポリエステル等を素材とする不織布が生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いることが記載されており、ポリ乳酸は生分解性を有しているけれども高価であるという問題を解決するために周知例 1 の請求項 1 に記載された構成を採用することが記載されているのである。

本件発明は、従来のポリエステル等を素材とする不織布が生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いるというものであり、ポリ乳酸は生分解性を有しているけれども高価であるという問題を解決するものではない。

したがって、本件審決が摘示した相違点は、周知例 1 に記載されている。

イ 周知例 2 に関する本件審決の認定も、周知例 1 の場合と同様の誤りがある。

周知例 2 には、従来のポリエステル等を素材とするマルチフィラメントが生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いることが記載されており、ポリ乳酸は生分解性を有しているけれども、高価であるとか高強度のものが得られないという問題を解決するために、周知例 2 の請求項 1 に記載された構成を採用することが記載されている。

本件発明は、従来のポリエステル等を素材とするマルチフィラメントが生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いるというものであり、ポリ乳酸は生分解性を有しているけれども、高価であるとか高強度のものが得られないという問題を解決するものではない。

したがって、本件審決が認定した相違点は、周知例 2 に記載されている。

ウ 本件審決は、周知例 3 に記載されている事項を記載されていないと判断したもので、誤りである。

すなわち、周知例 3 には、漁網の素材としてポリ乳酸を使用することが特許請求の範囲に記載されており、ポリ乳酸は生分解性であるため、環境破壊を防止しうると記載されている。したがって、周知例 3 には相違点が記載されており、引用例 1 と周知例 3 の記載に基づいて、本件発明は容易に想到できる。

相違点の判断において、一致点を持ち出すことは、容易想到性の判断に非論理性を持ち込むものであり、本件審決のかかる判断は誤っている。

(5) 容易想到性の判断の誤りについて

ア 本件審決は、引用例 1 のみを持ち出して動機付けの記載がないと認定判断するが、誤りである。動機付けの存否は主引用例にのみ基づくものではなく、副引用例や技術常識に基づいても認定判断しなければならない。環境破壊を防止するために、生分解性の素材であるポリ乳酸を使用すればよいという動機付けは、周知例 1 ないし 3 に記載されている。

イ 本件審決は、相違点の検討において、引用発明 1 のエアベッド用フィルター

シート地は環境に放置することによる廃棄が想定されるものではないとの意味不明な判断を行っている。いったん一致点と認定したにもかかわらず、相違点の判断の箇所を持ち出して、相違するとすること自体、矛盾である。

ウ 本件発明の効果はポリ乳酸を用いたことにより、使用後に自然環境下で分解し環境破壊の心配がないというものであり、いずれも、周知例1ないし3に記載されている効果である。したがって、本件発明の効果が周知例1ないし3の記載から予測し得ないとの判断は誤りである。

(6) 小括

以上のとおり、本件審決は、周知例1ないし3の記載事項の認定を誤り、しかも相違点の検討であるにもかかわらず一致点を持ち出すという誤りを犯し、動機付けの判断を誤り、その結果、容易想到性の判断を誤ったものである。

〔被告の主張〕

(1) 容易想到性の判断の前提となる認定について

原告は、本件審決が本件発明の解決課題及び解決手段並びに周知例記載内容の認定を誤っていると主張するが、誤りはない。

(2) 本件発明の解決課題及び解決手段の認定について

ア 特許請求の範囲には、素材としてポリ乳酸を主体とすることのほか、a群で示される特定の用途として用いられることを技術的事項として記載しており、これらの用途におけるポリエチレンなどの期待効果と本件発明におけるポリ乳酸の期待効果は大きく相違し、本件発明によってもたらされる衛生材料分野での技術的・環境的・社会的貢献を軽々しい評価で済ますべきではない。

本件発明は、使い捨て衣料等が、陸上で投棄された後、太陽光、風雨、温度・湿度の変化、陸上微生物の多様性などに曝される中での適切な期間経過における分解・崩壊を意図して、これまでこのような環境条件に曝される可能性のある使い捨て衣料等の分野で使用されたことのないポリ乳酸に着目し、実施例に記載したような実験事実を積み重ねながら本件発明の課題解決に至ったのである。

本件発明では土壌中での自然分解効果を，繊維集合体に加工する前のポリマー素材段階にあるポリ乳酸の繊維あるいは化学物質において確認したのではない。ポリ乳酸のステープルを開綿してウェブを作成し，更にこれをヒートロールで熱圧着して不織布を得た上で，土壌中での自然分解効果を確認しているのである。つまり「繊維集合体」の形で本件発明の効果が確認されているのであり，当業者がこのような実験結果に接すれば，特許請求の範囲にかかるモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント繊維集合体において同様の自然分解効果が得られることを容易かつ直ちに理解し得るところである。

イ 本件発明の課題は，陸上投棄した際の自然分解効果を期待できる使い捨て衣料等を提供しようとするものであり，本件審決はこれを正しく認定している。そしてこの課題を a 群として特定された使い捨て衣料等の繊維集合体として解決したことが本件明細書には記載されているのである。

(3) 本件発明と引用発明 1 との対比について

カバーファクター，プレス加工処理及び通気度等は，本件発明の構成要件ではないが，本件発明と引用発明の対比に際しては，引用発明の中から一致部分のみを抽出する理解では引用発明の正確な把握ができず，両発明の一致点が両発明においてどのように位置付けられるか，また両発明の相違点が両発明においてどのように位置付けられるかを正しく理解しなければ，その後，副引用例を適用する際の動機付けの有無や作用効果の予測可能性などを正しく総合判断することができないのである。つまり主引用例となる発明と本件発明の対比に際しては，主引用例中で規定されている構造的特徴を当該比較の都合のみから任意に捨象して「単にポリエステルで形成されている」といった発明が記載されていたかのように仮想することは，到底許容できない。進歩性判断における主引用例との対比においては，当該主引用例の各技術的事項が総合的に作用してその課題を解決し，所望の効果を達成するものであるから，これらの技術的事項の結合を無視してそれらを分離して個別かつ独立した技術的事項の単位で把握することは，当該発明の理解を誤る原因ともなる。各

技術的事項の結合・組合せも当該発明においては欠くことのできない技術的事項なのである。よって、主引用例と本件発明の対比を行うに際しては、主引用例の全技術的事項との関連の中で各個別の技術的事項を把握しなければならない。

原告は、本件審決にかかる一致点・相違点の認定を争っていないが、ここで特に注意すべき点は、ポリ乳酸とポリエチレンテレフタレート、いわゆるエステル結合化学物質である点で共通しているとの短絡的理解を排すべきことであり、これらは化学的性質、物理化学的性質、生物化学的性質、製造方法、開発の歴史、適用分野などのあらゆる視点において全く相違し、単純に代替・置換使用できるものではない。

(4) 周知例 1 ないし 3 の記載事項の認定の誤りについて

ア 原告の本件審決に関する理解には大きな誤りがある。本件審決は、ポリラクチドの自然分解性に着目し、実質的にポリラクチドでは周知例 2 に挙げられた課題を総合的に解決できなかったことを教示していると認定している。そして、ポリカプロラクトンを使用することにより全ての課題を総合的に解決できることが記載されていると認定している。本件審決は、ポリラクチドに関して課題を総合的に克服できるという示唆を周知例 2 からは読み取れない旨を説示しており、論理構成にはいささかの誤りもない。

イ 周知例 1 及び 3 についての原告の主張が誤りであることは、上記と同様である。

(5) 容易想到性の判断の誤りについて

ア 本件審決では、引用発明 1 が疎水性・耐水性を有し、生分解性を有しないポリエステルを用いるものであるのに対し、本件発明は加水分解しやすい生分解性のポリ乳酸を用いるものである点に注視した判断が示されているのであり、引用例 1 は、むしろ阻害的要因の位置づけにある刊行物である。周知例 1 ないし 3 に動機付けがないことは前記のとおりであり、本件審決に取り消されるべき瑕疵はない。

イ ポリエステルを主成分とする生分解性でない織物の素材を本件発明の生分解

性繊維集合体という構成に変更することを容易に想定できたということとはできないという本件審決は、本件発明の容易想到性について適確な判断を下している。

ウ 周知例1は生分解性を有しないポリエチレンにポリカプロラク톤を3～30重量%の比率で配合するものであり、周知例2は特定の引張強度を有するポリカプロラク톤のマルチフィラメントを集中的に選択して使用するものであり、周知例3は水により分解するポリグリコール酸を主体とし、かつ衛生分野とは全く相違する海中などで使用するものである。

したがって、ポリ乳酸を繊維集合体として本件発明で示すようなa群の用途で用いたときの効果を、当業者が容易に想到し得たという原告の主張は、明白な誤解である。

(6) 小括

よって、本件審決に取り消されるべき理由は存在しない。

2 取消理由2(引用例2を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り)について

[原告の主張]

(1) 引用例2に記載された発明の認定の誤りについて

ア 引用例2に記載された発明は、本件発明との対比のために行うのであるから、本件発明と対比しやすいように認定すべきである。本件審決のように、特許請求の範囲のみから、又は従来技術の記載のみから認定するのは不適切であって、引用例2の全体の記載から、本件発明との関係でどのような発明が記載されているのかを認定しなければならない。

イ 引用例2には、フィラメントからなる多孔質シートを表面材とする生理用ナプキン又は使い捨てオムツが記載されている。そして、フィラメントは、ポリエステル等からなるモノフィラメントが用いられるから、引用例2には、ポリエステルを素材とするモノフィラメントからなる多孔質シートを表面材とする生理用ナプキン又は使い捨てオムツが記載されている。

よって、引用例2に記載された発明は、「生理用ナプキンや使い捨てオムツの表面材が、ポリエステルよりなるモノフィラメントで形成された多孔質シートであること」と認定されるべきである。

(2) 一致点及び相違点の認定の誤りについて

ア 本件審決は、引用例2に記載されている多孔質シートが、フィルムを含むものであるから、本件発明の繊維集合体に該当しないと認定したが、かかる認定は誤りである。なぜなら、本件特許請求の範囲には、モノフィラメントからなる繊維集合体と記載されており、フィルムを含まないとは記載されていないからである。また、本件明細書の記載を参酌しても、他のコーティング材料やポリマー材料が含まれていてもよいと記載されているからである。特に、コーティング加工を行えば、繊維集合体の表面にフィルムが積層一体化されるのであり、フィルムを含むものも積極的に包含されているからである。

イ したがって、一致点としては、「用途がサニタリーナプキン、成人用オムツ又はベビーオムツである、衛生用繊維集合体がポリエステルよりなるモノフィラメントで形成されている点」、相違点としては、「本件発明はモノフィラメントがポリ乳酸を素材とするものであるのに対して、引用例2ではモノフィラメントがポリエステルを素材とするものである点」と認定されるべきである。

(3) 容易想到性の判断の誤りについて

動機付けの存否は主引用例にのみ基づくものではなく、副引用例や技術常識に基づいても認定判断しなければならない。本件審決の動機付けの判断は誤りである。本件発明に至る動機付けは、周知例1ないし3の記載にあるところ、本件審決は、周知例1ないし3の記載事項の認定を誤っており、その結果、容易想到性の判断を誤っている。

(4) 小括

以上のとおり、本件審決は、引用例2記載の発明の認定を誤り、周知例1ないし3の記載事項の認定を誤り、一致点及び相違点の認定を誤り、しかも相違点の検討

であるにもかかわらず一致点を持ち出すという誤りを犯し、動機付けの判断を誤り、その結果、容易想到性の判断を誤ったものであり、取り消されるべきものである。

〔被告の主張〕

(1) 引用例 2 に記載された発明の認定の誤りについて

ア 引用発明 2-1 は特許請求の範囲に基づいて認定され、引用発明 2-2 は従来技術として記載されていることに基づいて認定されている。

引用発明の認定そのものに際して、原告のいうように本件発明との対比の便宜を念頭に置くこととすれば、引用発明の技術的事項を、引用発明思想から外れて本件発明思想の視点から把握する過ちを犯すことになる。そうでなく、本件審決のように、引用発明の記載を忠実に反映しつつその技術的思想を適確に表現できるように技術的事項の摘示を行い、それらを基礎とした上で本件発明の技術的事項との対比を行わなければならない。したがって、本件審決における引用発明 2-1 及び 2-2 の認定に誤りはない。

イ 引用発明 2 の表面材は、「平行配置されたフィラメント群と平行配置されたリボン状フィルム群とが一体化された疎水性の多孔質シート」であり、このような構造的特徴を捨象して「単にポリエステルモノフィラメントで形成されている」といった発明を仮想すべきではない。

(2) 一致点及び相違点の認定の誤りについて

本件発明における a 群においては、これらを生産あるいは販売する事業者の設計思想によっては、変形態様を実施することもあり得るのであり、このような態様に関する説明を取り上げて、「フィルムを含まないとは記載されていない」と主張するのは、「特許を受けようとする発明の構成に欠くことができない事項のみ」を記載すべきであるとした特許法の規定を無視するものであり、到底採用されるべきものではない。

原告解釈に基づく一致点・相違点は、その解釈の前提が誤っているから、このような一致点・相違点に基づく原告主張は誤りである。本件発明の変形態様である「コ

ーティング等の加工」を行った繊維集合体におけるコーティング層と，引用発明 2-1 における「互いに平行に配されたりボン状のフィルム群」の「フィルム」が技術的に全く異なる構造であり，一致点にはなり得ない。

(3) 容易想到性の判断の誤りについて

本件審決の引用例 2 に記載された発明の認定自体に誤りがない以上，その余の原告の主張は，失当である。

第 4 当裁判所の判断

1 本件発明について

(1) 本件明細書の記載

本件発明の特許請求の範囲の記載は，前記第 2 の 2 のとおりであり，本件明細書には，以下の記載がある（甲 3 1，3 2）。

ア 本件発明は，衛生用繊維集合体に関し，更に詳しくは自然環境下で徐々に分解し，最終的には消失するため，使用後の焼却による大気汚染や放置による環境破壊のない生分解性衛生用繊維集合体に関する（【0001】）。

従来，使い捨ておむつ，生理用品，使い捨てシート等の衛生用繊維集合体はポリエチレン，ポリ塩化ビニル等のプラスチック材料が使用されている。

これら繊維集合体は，使用後回収され，焼却，埋め立てにより処理されているが，焼却処理による大気汚染，埋め立て地の確保が困難等の問題がある。また，回収には多大な労力を必要とするために回収しきれず，土中等の自然界に放置され，環境破壊等様々な問題を引き起こしている（【0002】）。

イ 本発明者らの目的は，自然環境下で徐々に分解し，最終的には消失するため，使用後の焼却処理による大気汚染や放置による環境破壊の心配のない生分解性衛生用繊維集合体を提供することにある（【0003】）。

本発明者らは上記事情を鑑み，焼却処理による大気汚染や放置による環境破壊のない衛生用繊維集合体を得るべく鋭意検討を重ねた結果，式 $\text{—O—CH(CH}_3\text{)—CO—}$ を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を用いることにより，目的を達成で

きることを見出し、本件発明を完成するに至った（【0004】）。

本件発明による衛生用繊維集合体は、優れた生分解性と良好な物性を有している故、使用後の焼却による大気汚染や放置による環境破壊の心配がないことから産業界又は環境保護に寄与すること大である（【0015】）。

ウ 本件発明の繊維集合体とは、規則的あるいは不規則的にモノフィラメント及び／又はマルチフィラメントあるいはステープル繊維が集合した構成体、例えば、繊維束や編物、織物、組布、不織布、多軸積層体等の布帛として得ることができるが特にこれらに限定されるものではない（【0009】）。

エ 実施例1

粘度平均分子量9万のポリ乳酸繊維、2デニール、繊維長51mmのステープルを公知の製造法により形成し、通常のカード機で開綿し、目付け70g/m²のウェブを作成した。該ウェブを突起圧着部有するヒートロールで熱圧着し、不織布を得た。

得られた不織布の不織布片（縦10mm×横10mm）を土壌中に埋設し、重量変化を調査したところ、半年後で初期重量の53%となり、1年後には22%となり、1年半後には形状が確認できないほど分解していた。

(2) このように、本件発明は、使い捨て衣料等の用途に用いられる、モノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く。）からなる衛生用繊維集合体において、使用後の焼却処理による大気汚染や放置による環境破壊等の問題を解決するために、その素材として、自然環境下で徐々に分解し最終的には消失する、生分解性のポリ乳酸を主成分とするものを用いるものである。

2 取消事由1（引用例1を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り）について

(1) 引用例1の記載

引用例1には、以下の記載がある（甲1）。

ア 特許請求の範囲

ポリエステルフィラメント糸を経糸及び緯糸に用いて、経方向及び緯方向のカバ

一ファクタが800～1500の織物を製織し、該織物に加熱及びプレス加工処理を施して通気度を30～100cc/cm²/secとすることを特徴とするエアベッド用フィルタシート地の製造方法

イ 産業上の利用分野

本発明は、熱傷治療等に用いられるエアベッド用フィルタシート地の製造方法に関するものである。

ウ 従来技術

(ア) 従来から、熱傷治療用ベッドとして、ウオータベッド、エアベッド等が用いられ、身体の特定の部位にのみ圧力が加わることを防ぐため、頻繁に体位を変えることなどが行われてきた。これらのうち、ウオータベッドは、体重を全身に均一に分散できるという点で優れているが、ベッド面がプラスチック膜で形成され、しかも無孔であるため、ベッド面と身体との間に患部からの浸出液や汗などの分泌物が溜り、細菌感染が発生しやすいという欠点がある。これに対しエアベッドは、ウオータベッドの上記のごとき欠点を防ぐものとして開発され、ベッドの敷蒲団の代わりに60～160 μ 程度のガラスビーズの厚さ約30cmの堆積層を織物で包被し、下面から空気を吹込んでガラスビーズを流動化させ、そしてその上に人体を横臥させるのであって、体重分散効果があり、かつベッド面のシート地に多数の小孔（織目間隙）を有し、浸出液、汗等がその小孔を通過して下側へ落ちていき、床ずれなどの発生が少なく、重症の熱傷の患部にソフトに接触して治療期間が短縮され、またエアベッド内へ供給する空気の流速、温度、湿度を自由に変えることができ、患者の体温調整などに有効で、広範囲熱傷治療等に最適である。しかしながら、エアベッドのガラスビーズを包被する、エアベッド用フィルタシートに適した、高密度でガラスビーズが漏れることがなく、しかも均質な小孔を有する織物を製造することが困難であり、今後の課題とされていた。

(イ) エアベッド用フィルタシートに適する織物の条件について整理すると、次のような事項があげられる。

- i) 患部から出る分泌液の透過性が良く、しかも人が乗っても伸びが少ないこと
- ii) 織物の小孔の大きさが均斉で、しかも 60μ 以下で、 $30\sim 100\text{cc}/\text{cm}^2/\text{sec}$ 程度の適度の通気度を有し、人が乗った程度で目づれが生じないこと

これらの諸条件を満足させるためには、疎水性でヤング率の高いポリエステルモノフィラメント又は撚糸されたポリエステルマルチフィラメントの40D前後の太さの糸を、経糸及び緯糸に用い、カバーファクタ(K)が800~1500の範囲の高密度で織込む必要がある。しかも 60μ 程度のガラスビーズが漏れないためには、極めて均斉な織密度が要求される。また、モノフィラメント織物の場合は交絡点が滑り易く、目寄れが発生しやすい。

エ 本発明が解決しようとする問題点

本発明は、従来のエアベッド用フィルタシート地における、上記のような諸問題を解決し、比較的容易に、しかも均斉度のすぐれたエアベッド用フィルタシート地を製造する方法を提供しようとするものである。

オ 問題点を解決するための手段及び作用

本発明においては、まず上記のごとく、エアベッド用フィルタシートに適する織物としての要件を満足させるため、経糸及び緯糸に、疎水性でヤング率の高いポリエステル繊維のモノフィラメント糸またはマルチフィラメント撚糸を用い、カバーファクタが経方向及び緯方向ともに800~1500の織物を製織する。

次に前記の織物に加熱及びプレス加工処理を施して、通気度を $30\sim 100\text{cc}/\text{cm}^2/\text{sec}$ に調整する。

カ 発明の効果

本発明における、上記加熱及びプレス加工処理により、織物が圧迫されて、織目間隔が減少して上記の所望の通気度に調整されるとともに、さらに熱可塑性繊維の特徴である熱セット性と経緯交錯点のプレスにより、織組織が固定され、洗濯を繰り返しても目寄れのない、均斉な織物が得られる。

本発明の製造方法で得られた加工織物は極めて均斉な織目を有し、エアベッド用

フィルタシート地として用いた際、患部からの分泌液等の透過性が良く、むれがなく、しかも内部のガラスビーズ等が漏れ出すこともなく、又洗濯を繰り返しても目寄せが発生しない等の格別の効果を奏するものである。

キ 以上の記載によれば、引用例1には、ポリエステルモノフィラメント糸又はマルチフィラメント糸を、経糸及び緯糸に用いて、経方向及び緯方向のカバーファクタが800～1500の織物を製織し、該織物に加熱及びプレス加工処理を施して通気度を30～100cc/cm²/secとしたエアベッド用フィルタシート地、すなわち、本件審決が認定した引用発明1が記載されている。

(2) 相違点の判断について

ア 本件審決が認定した相違点に争いはないところ、繊維集合体が、本件発明では、ポリ乳酸を主成分とする生分解性の繊維集合体であるのに対し、引用発明1では、ポリエステルを主成分とする生分解性でない繊維集合体である点において、相違する。

イ 引用発明1は、熱傷治療等に用いられるエアベッド用フィルタシート地に関し、「ポリエステルのモノフィラメント糸又はマルチフィラメント糸を、経糸及び緯糸に用い」るものである。

また、上記ウ(イ)の引用例1のエアベッド用フィルタシートに関する記載によれば、引用発明1は、エアベッド用フィルタシートに適する織物の条件を満足させる必要性から、その素材を疎水性でヤング率の高いポリエステルとしたものと解される。また、引用例1には、ポリエステル以外の素材については何ら記載されていない。

そうすると、引用発明1においては、上記の必要性から選択した素材を、別の素材に変更する動機付けはないと解される。

ウ 他方、周知例1(甲4)には、①衛生材等に用いられる不織布について、使い捨て用の使用済みの不織布は、焼却されるか、あるいは土中に埋設されることにより処理されるが、焼却処理では多大の諸経費が必要とされ、埋設処理では土中で

長期間にわたって元の状態のまま残るという問題があるため、使い捨て製品に使用される不織布に関して、短期間の内に自然に分解される新しい不織布が要望されていること、②一般に、微生物分解性がある素材として、合成高分子素材であるポリラクチド（ポリ乳酸）等が広く知られているが、重合体のコストが高いため、その適用は、生体吸収性縫合糸のような分野に限られていること、③上記課題を解決するために、不織布の素材として、ポリカプロラク톤を3～30重量%含むポリエチレンを用いること、以上の事項が記載されている。

また、周知例2（甲5）には、①従来、漁業や農業、土木用として用いられる産業資材用繊維としては、主としてポリアミド、ポリエステル、ビニロン、ポリオレフィン等からなるものが使用されているが、これらの繊維は自己分解性がなく、使用后、海や山野に放置すると種々の公害を引き起こすという問題があること、②このような問題を解決する方法として、自然分解性（微生物分解性又は生分解性）の素材を用いることが考えられること、③従来、自然分解性ポリマーとして、ポリラクチド（ポリ乳酸）等の合成脂肪族ポリエステル等がよく知られているが、これらのポリマーから繊維を製造する場合、湿式紡糸法で製造しなければならなかったり、素材のコストが極めて高いため、製造原価が高価になったり、高強度の繊維を得ることができなかつたりするという問題があったこと、④このような問題を解決するために、比較的安価で、実用に供することができる強度を有し、微生物により完全に分解されるポリカプロラク톤を用いること、以上の事項が記載されている。

また、周知例3（甲6）には、①従来、漁網を構成する素材としては安価な強度的に優れるポリアミド系、ポリエステル系、ポリエチレン系等の合成繊維糸が用いられているが、自然の環境下において極めて安定であり、長期にわたってその強度を維持するために、不要時の処分に困難を来し、環境汚染の原因となっていること、②漁網をポリ乳酸等の分解性高分子にて構成したので、水中に放置しておよそ数か月ないし1年以上経過後にはモノマー化し、最終的には微生物の餌となって消失してしまうので従来のような放置に伴う環境汚染の問題を生じないこと、以上の事項

が記載されている。

しかし、周知例 1 ないし 3 に、上記事項が記載されているとしても、エアベッド用フィルタシートについては何ら記載されていない。そうすると、周知例 1 ないし 3 の上記記載は、エアベッド用フィルタシート地に関する引用発明 1 において、前記の必要性から選択した素材であるポリエステルを、別の素材であるポリ乳酸に変更するほどの動機付けがあることを示すものとはいえない。

エ 以上のとおりであるから、引用発明 1 において、ポリエステルをポリ乳酸に変更する動機付けがあるということとはできないから、本件発明と引用発明 1 との相違点が、当業者が容易に想到することができたものとはいえない。

(3) 原告の主張について

ア 原告は、周知例 1 には、従来のポリエステル等を素材とする不織布が生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いることが記載され、周知例 2 にも同様の事項が記載され、また、周知例 3 には、漁網の素材としてポリ乳酸を使用することが記載され、ポリ乳酸は生分解性であるため環境破壊を防止しうることが記載されているから、周知例 1 ないし 3 には、本件発明と引用発明 1 との相違点が記載されていると主張する。

しかし、周知例 1 ないし 3 に原告が主張する事項が記載されているとしても、その記載は、エアベッド用フィルタシート地に関する引用発明 1 において、前記の必要性から選択した素材であるポリエステルを、別の素材であるポリ乳酸に変更するほどの動機付けがあることを示すものとはいえない。

イ 原告は、引用例 1 のみを持ち出して動機付けがないとした本件審決は誤りであり、動機付けの存否は主引用例にのみ基づくものではなく、副引用例や技術常識に基づいても認定判断しなければならず、環境破壊を防止するために、生分解性の素材であるポリ乳酸を使用すればよいという動機付けは、周知例 1 ないし 3 に記載されていると主張する。

しかし、上記のとおり、周知例 1 ないし 3 の記載は、エアベッド用フィルタシー

ツ地に関する引用発明 1 において、上記の必要性から選択した素材であるポリエステルを、別の素材であるポリ乳酸に変更するほどの動機付けがあることを示すものとはいえない。

ウ 原告は、本件審決は、周知例 2 及び 3 に関して、用途については一致点として検討済みであるのに、相違点の判断において一致点を持ち出すことは、容易想到性の判断に非論理性を持ち込むものであり、誤りであると主張する。

しかし、引用発明 1 において、周知例 2 及び 3 に記載された事項を適用することの容易想到性を判断する際に、引用発明 1 の用途と、周知例 2 及び 3 に記載された発明の用途との関連性を検討することは相当であり、容易想到性の判断に非論理性を持ち込むものとはいえない。

エ 原告は、相違点の検討において、引用発明 1 のエアベッド用フィルタシート地は環境に放置することによる廃棄が想定されるものではないとした本件審決の判断について、シートについて、いったん一致点と認定したにもかかわらず、相違点の判断で持ち出してこれを相違するとすることは矛盾であると主張する。

しかし、引用発明 1 において、素材をポリ乳酸に変更することとの関連で、どのような使用態様があるか検討することに問題はなく、これが誤りであるとはいえない。

オ 原告は、ポリ乳酸を用いたことにより、使用後に自然環境下で分解し環境破壊の心配がないという本件発明の効果は、周知例 1 ないし 3 に記載されており、本件発明の効果は周知例 1 ないし 3 の記載から予測し得ないものであるとの本件審決の判断は誤りであると主張する。

しかし、引用発明 1 において、ポリエステルをポリ乳酸に変更する動機付けがあるとはいえない以上、効果も予測できないというべきであり、原告の主張は採用できない。

(4) 小括

以上のとおり、引用発明 1 に基づいて本件発明を容易に想到することはできない

から、取消事由 1 は、理由がない。

3 取消事由 2 (引用例 2 を主引用例とした場合の容易想到性に係る判断の誤り) について

(1) 引用例 2 の記載

引用例 2 には、以下の記載がある (甲 3)。

ア 特許請求の範囲

互いに平行に配されたフィラメントの群と、互いに平行に配されたりボン状のフィルム群とが、一体化されることから成る疎水性の多孔質シートを表面材として用いたことを特徴とする吸収性物品

イ 産業上の利用分野

本発明は、使用感に優れた使い捨ての吸収性物品、特に生理用ナプキン、使い捨てオムツ等の使い捨ての吸収性物品に関するものである。

ウ 従来技術及びその問題点

(ア) 従来から、液体吸収後の吸収性物品の表面を出来る限り乾燥した状態に保つことにより、着用者がいわゆるカブレなどの皮膚疾患を起こさず、快適な使用感を覚えることを目的とした研究については、数多くの成果が報告されている。例えば、表面材として疎水性の繊維から成る不織布を用い、表面材中での液体の拡散保留を低減することにより、表面の乾燥特性を向上させる技術が挙げられる。

(イ) しかし、従来技術の表面材では、表面の乾燥特性に優れかつ良好な肌触りと十分な強度を有するものがなく、使用感の良好な吸収性物品を得ることができなかった。

エ 問題点を解決するための手段

(ア) 本発明者らは、かかる問題点を克服すべく鋭意研究を重ねた結果、フィルムとフィラメントとの複合から成る全く新しい表面材を用いた吸収性物品を創造することに成功し、本発明を完成するに至った。

(イ) 本発明の複合シートにおいては、フィラメント群ないしフィルム群がそれ

ぞれ平行に配されていることから、開孔の大きさや開孔密度は、フィラメントないしフィルムの間隔やフィラメントないしフィルムの交差角により自由に制御することができる。それらを適正に設定することにより、微視的空隙は全く存在せずに、フィラメントないしフィルムにより完全に隔離された巨視的開孔のみを有する複合シートが得られるから、表面材として用いれば、不織布の場合に問題となった表面材中での液体の拡散保留は起こらない。

また、複合シートにはフィラメントが存在するため、大きな開孔密度を有するものであっても吸収性物品の表面材としての十分な強度を有するので、有孔フィルムの場合に問題となった表面材と体表面の間での液体の保留や強度の不足などの問題も起こらない。

また、小径のフィラメントを用いることができ、フィラメントの全てが平行に配され、フィラメント同士の交差部が全く存在しないので、肌触りはネットのようなざらつき感がない。

(ウ) フィラメントの素材は疎水性であればどんな物を用いても良い。例えば、ポリオレフィン、オレフィンとアクリル酸エステルや酢酸ビニルなどの他モノマーとの共重合体、ポリエステル、ポリアミド、ポリアクリルニトリル、酢酸セルロースといった合成樹脂単体又はそれらのブレンド物などが挙げられるが、肌触りや加工性を考慮するとポリオレフィン、オレフィンと他モノマーとの共重合体、それらのブレンド物又はポリアミドが好ましい。

(エ) フィルムを構成する樹脂としては、例えば、ポリオレフィン、オレフィンとアクリル酸エステルや酢酸ビニルなどの他モノマーとの共重合体、ポリアクリル酸エステル、合成ゴムなどが挙げられるが、用いるフィラメントと必要な接着力を有しかつ疎水性である物なら何を用いても良い。

オ 発明の効果

本発明に係わる表面材は、強度が大きく肌触りも良好であり、しかも液残りが小さく表面の乾燥特性に優れており、使用感が非常に良好な吸収性物品が得られる。

(2) 引用例 2 に記載された発明について

ア 前記(1)アのとおり, 引用例 2 の特許請求の範囲には, 「互いに平行に配されたフィラメントの群と, 互いに平行に配されたリボン状のフィルム of 群とが, 一体化されることから成る疎水性の多孔質シートを表面材として用いたことを特徴とする吸収性物品」が記載されている(甲 3)。

上記フィラメントの素材としては, 前記(1)エ(ウ)の記載から, 疎水性の合成樹脂を用いることができる。

また, 上記フィルムの素材としては, 前記(1)エ(エ)の記載から, 疎水性の樹脂を用いることができる。

以上の記載を本件発明に対応させて整理すると, 引用例 2 の特許請求の範囲には, 「互いに平行に配されたフィラメントの群と, 互いに平行に配されたリボン状のフィルムの群とが, 一体化されることから成る疎水性の多孔質シートからなる, 吸収性物品の表面材であって, 上記フィラメントは疎水性の合成樹脂からなり, 上記フィルムは疎水性の樹脂からなる, 吸収性物品の表面材」, すなわち本件審決が認定した引用発明 2-1 が記載されていると認められる。

イ また, 引用例 2 には, 吸収性物品の表面材の従来技術に関して, 前記(1)ウ(ア)のとおり記載されており, この記載を本件発明に対応させて整理すると, 引用例 2 には, 従来技術として, 「疎水性の繊維からなる不織布からなる, 吸収性物品の表面材」, すなわち本件審決が認定した引用発明 2-2 が記載されていると認められる。

ウ 以上のとおり, 引用例 2 には, 上記 2 つの発明が記載されていると認められ, 本件審決の認定に誤りはない。

エ 原告の主張について

原告は, 引用例 2 に記載された発明は, 本件発明との対比のために行うのであるから, 本件発明と対比しやすいように摘示すべきであり, 特許請求の範囲のみから, 又は従来技術の記載のみから認定するのは不適切であって, 引用例 2 の全体の記載

から、本件発明との関係でどのような発明が記載されているのかを認定しなければならないとして、引用例２に記載された発明は、「生理用ナプキンや使い捨てオムツの表面材が、ポリエステルよりなるモノフィラメントで形成された多孔質シートであること」と認定されるべきであると主張する。

しかし、原告が主張する引用例２に記載された発明は、「互いに平行に配されたフィラメントの群と、互いに平行に配されたリボン状のフィルムの群とが、一体化される」構成等を有しないものであり、引用例２には、このような発明が記載されていないことは明らかである。よって、原告の主張は採用できない。

(3) 一致点及び相違点の認定について

ア 本件発明と引用発明２－１とを対比する。

引用発明２－１の吸収性物品とは、前記(1)イの記載から、生理用ナプキン、使い捨てオムツ等のことであるから、引用発明２－１の「吸収性物品の表面材」は、本件発明の「衛生用」の「サニタリーナプキン」、「成人用オムツ」又は「ベビーオムツ」に相当する。

また、本件発明の「繊維集合体」について、本件明細書には、「本発明の繊維集合体とは、規則的あるいは不規則的にモノフィラメント及び／又はマルチフィラメントあるいはステープル繊維が集合した構成体を言い、例えば、繊維束や編物、織物、組布、不織布、多軸積層体等の布帛として得ることができるが特にこれらに限定されるものではない。」（【０００９】）と記載されている。

他方、引用発明２－１の吸収性物品の表面材は、「互いに平行に配されたフィラメントの群」と「互いに平行に配されたリボン状のフィルムの群」とが一体化されて形成された多孔質シートからなるものである。この多孔質シートは、前記(1)エ(イ)の記載によれば、フィラメント又はフィルムの間隔やフィラメントとフィルムの交差角により、開孔の大きさや開孔密度を制御することで、表面材中での液体の拡散保留が起こらないようにするものであり、フィラメントの群とフィルムの群との配置の仕方に技術的意義を有するものと解される。そうすると、上記多孔質シー

トは、フィラメントを用いて形成されたものではあるが、本件発明の「繊維集合体」とは異なるものと認められる。また、本件明細書には、「更には得られたそれらの衛生用繊維集合体に目的に応じてコーティング等の加工，あるいは他ポリマーとの併用を行っても差し支えない。」（【0010】）と記載されているものの，引用発明2-1におけるフィルムは，上記のとおり，単なるコーティングや，単に他ポリマーを併用したものとは異なるものである。

以上のとおりであるから，引用発明2-1の「多孔質シート」は，本件発明の「繊維集合体」に相当するものとはいえない。本件発明の「繊維集合体」と引用発明2-1の「多孔質シート」は，いずれも繊維製品である点で一致するにとどまる。

以上によれば，本件発明と引用発明2-1とは，「用途がサニタリーナプキン，成人用オムツ又はベビーオムツである，衛生用の繊維製品」の点で一致し，上記繊維製品が，本件発明では，「式-O-CH(CH₃)-CO-を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とするモノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる生分解性の繊維集合体」であるのに対し，引用発明2-1では，「互いに平行に配されたフィラメントの群と，互いに平行に配されたりボン状のフィルムの群とが，一体化されることから成る疎水性の多孔質シートからなり，上記フィラメントは疎水性の合成樹脂からなり，上記フィルムは疎水性の樹脂からなるもの」である点で相違する。

イ 本件発明と引用発明2-2とを対比する。

引用発明2-2は，引用発明2-1の従来技術に相当するものであるから，引用発明2-2の「吸収性物品の表面材」は，引用発明2-1の場合と同様，本件発明の「衛生用」の「サニタリーナプキン」，「成人用オムツ」又は「ベビーオムツ」に相当する。

また，引用発明2-2の「繊維からなる不織布」が，本件発明の「モノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる繊維集合体」に相当することは明らかである。

以上によれば、本件発明と引用発明 2-2 は、「用途がサニタリーナプキン、成人用オムツ又はベビーオムツである、モノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）からなる衛生用繊維集合体」の点で一致し、上記モノフィラメント及び／又はマルチフィラメント（複合糸を除く）が、本件発明では、「式— $\text{O}-\text{CH}(\text{CH}_3)-\text{CO}-$ を主たる繰り返し単位とするポリ乳酸を主成分とする」 「生分解性」のものであるのに対し、引用発明 2-2 では、「疎水性」のものである点で相違する。

ウ 原告は、本件審決は、引用例 2 に記載されている多孔質シートがフィルムを含むものであるから、本件発明の繊維集合体に該当しないと認定判断しているが、本件明細書の特許請求の範囲には、モノフィラメントからなる繊維集合体と記載されており、フィルムを含まないとは記載されておらず、また、本件明細書に他のコーティング材料やポリマー材料が含まれていてもよいと記載されており、コーティング加工を行えば、繊維集合体の表面にフィルムが積層一体化され、フィルムを含むものも積極的に包含するから、本件発明と引用例 2 に記載された発明との一致点としては、「用途がサニタリーナプキン、成人用オムツ又はベビーオムツである、衛生用繊維集合体がポリエステルよりなるモノフィラメントで形成されている点」と認定されるべきであり、また、相違点としては、「本件発明はモノフィラメントがポリ乳酸を素材とするものであるのに対して、引用例 2 に記載された発明ではモノフィラメントがポリエステルを素材とするものである点」と認定されるべきと主張する。

しかし、原告が主張する一致点及び相違点は、原告が主張する引用例 2 に記載された発明の認定を前提とするものであり、そのような発明が引用例 2 に記載されていないことは上記のとおりであるから、それを前提とした主張は採用できない。

なお、引用発明 2-1 の「多孔質シート」が、本件発明の「繊維集合体」に相当するものとはいえないことは、上記のとおりである。また、本件審決の引用発明 2-1 及び引用発明 2-2 の認定自体に誤りがなく、本件発明と引用発明 2-1 及び

引用発明 2-2 との相違点は、前記ア、イのとおりであって、本件審決が認定した相違点と実質的に同一であるから、本件審決の認定した相違点にも誤りはない。

(4) 相違点の判断について

ア 引用発明 2-1 について

(ア) 引用発明 2-1 の吸収性物品の表面材は、上記のとおり、「互いに平行に配されたフィラメントの群」と「互いに平行に配されたリボン状のフィルムの群」とが一体化されて形成された多孔質シートからなるものであり、フィラメントの群とフィルムの群との配置の仕方に技術的意義を有するものと解される。そうすると、引用発明 2-1 において、このような技術的意義を有する多孔質シートを、本件発明のような繊維集合体に変更する動機付けはないと解される。

(イ) 周知例 1 の記載事項は、前記 2 認定のとおりであるが、その記載によれば、ポリ乳酸は、重合体のコストが高いため、その適用は、生体吸収性縫合糸のような分野に限られており、周知例 1 においては、衛生材に用いられる不織布の使用後の処分に関する課題を解決する手段としては、実際には用いられていないことが認められる。そうすると、そのようなポリ乳酸が、上記課題を解決するための手段として周知例 1 に記載されているということとはできないし、また、当業者は、引用発明 2-1 において、そのようなポリ乳酸を上記課題を解決するための手段としては採用しないと解される。

よって、周知例 1 の上記記載は、引用発明 2-1 において、吸収性物品の表面材の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けが存在することを示すものとはいえない。

(ウ) 周知例 2 及び 3 の記載事項は、前記 2 認定のとおりである。しかし、周知例 2 に、漁業や農業、土木用として用いられる産業資材用繊維について記載され、また、周知例 3 に、漁網について記載されているとしても、周知例 2 及び 3 には、吸収性物品の表面材については何ら記載も示唆もないから、周知例 2 及び 3 の上記記載は、吸収性物品の表面材に関する引用発明 2-1 において、使用後の処分に関

する課題が存在することを示すものではなく、また、そのような課題を解決するために、吸収性物品の表面の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けが存在することを示すものともいえない。

(エ) 以上のとおり、引用発明２－１において、多孔質シートを繊維集合体に変更する動機付けはなく、また、吸収性物品の表面の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けがあるということとはできないから、本件発明と引用発明２－１との相違点について、当業者が容易に想到することができたものとはいえない。

イ 引用発明２－２について

前記ア(イ)(ウ)と同様の理由により、引用発明２－２において、吸収性物品の表面の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けがあるということとはできないから、本件発明と引用発明２－２との相違点について、当業者が容易に想到することができたものとはいえない。

ウ 原告は、周知例１には、従来のポリエステル等を素材とする不織布が生分解性を有しておらず、環境破壊を起こすという問題を解決するためにポリ乳酸を用いることが記載され、周知例２にも同様の事項が記載され、また、周知例３には、漁網の素材としてポリ乳酸を使用することが記載され、ポリ乳酸は生分解性であるため環境破壊を防止しうるということが記載されているから、周知例１ないし３には、本件発明と引用発明２－１及び引用発明２－２との相違点が記載されていると主張する。

しかし、上記のとおり、ポリ乳酸は、コスト等の問題があるため、周知例１においては、使用後の処分に関する課題を解決するための手段としては、実際には用いられていないのであり、そのようなポリ乳酸が、上記課題を解決するための手段として周知例１に記載されているということとはできない。また、周知例２及び３の記載は、吸収性物品の表面材に関する引用発明２－１及び引用発明２－２において、使用後の処分に関する課題が存在することを示すものではなく、そうすると、上記発明において、そのような課題を解決するために、素材をポリ乳酸を主成分とする

生分解性のものに変更する動機付けが存在することを示すものともいえないから、周知例 2 及び 3 に、本件発明と引用発明 2-1 及び引用発明 2-2 との相違点が記載されているとはいえない。

エ 原告は、引用例 2 のみを持ち出して動機付けがないとした本件審決は誤りであり、動機付けの存否は主引用例にのみ基づくものではなく、副引用例や技術常識に基づいても認定判断しなければならず、環境破壊を防止するために、生分解性の素材であるポリ乳酸を使用すればよいという動機付けは、周知例 1 ないし 3 に記載されていると主張する。

しかし、上記のとおり、周知例 1 ないし 3 の記載は、引用発明 2-1 及び引用発明 2-2 において、吸収性物品の表面材の素材を、ポリ乳酸を主成分とする生分解性のものに変更する動機付けが存在することを示すものとはいえない。

オ 原告は、周知例 1 ないし 3 について、上記のほか、取消事由 1 と同様の主張をするが、それが採用できないことは、前記 2 と同様である。

(5) 小括

以上のとおり、取消事由 2 も理由がない。

4 結論

以上の次第であるから、原告の請求は棄却されるべきものである。

知的財産高等裁判所第 4 部

裁判長裁判官 滝 澤 孝 臣

裁判官 高 部 眞 規 子

裁判官

齋

藤

巖